

企画競争評価表

1. 業務名

2. 所属(事務所)名

3. 発注方式

4. 企画提案書の提出要請日

5. 特定通知日
- R7長野国道規制情報等テレビ・ラジオ広報業務
長野国道事務所
企画競争の実施の公示を行う企画競争
令和7年3月7日(金)
令和7年3月21日(金)

評価項目	評価の着目点		評価の配点	1
				(株)ながの アド・ビューロ
				配点
のる術配 経担者置 験当(予 及者主 び)定技 能力	業務経験	過去10年間の同種又は類似業務の業務実績	20	20
	専任性	手持ち業務量	-	-
当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性		-	-
(業務実施方針及び手法 工程表・実施フロー・その他)	業務理解度	目的、条件、内容の理解	8	5.3
	実施手順	実施手順の妥当性	8	6.6
	工程表	業務量把握の妥当性	8	5.3
	その他	重要事項の指摘	8	5.3
特定テーマに対する提案	特定テーマ	的確性	16	10.6
		実現性	16	9.3
		独創性	16	9.3
参考見積	業務コストの妥当性		-	-
W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況		ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令に基づく認定等の状況	5	0
計			105	71.7

企画競争方式における特定結果書

1. 業務名

R7長野国道規制情報等テレビ・ラジオ広報業務
2. 所属(事務所)名

長野国道事務所
3. 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日

令和7年3月7日(金)
5. 公示日

令和7年2月25日(火)
6. 特定通知日

令和7年3月21日(木)

企画提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
株式会社ながのアド・ビューロ	○	

【役務の提供で企画提案書の提出を求める場合の審議時の提示様式例(高度な企画立案を要する業務)】

R7長野国道規制情報等テレビ・ラジオ広報業務

○企画提案書の提出者を特定するための審査																	
No.	評価項目	評価の着目点				評価の ウエイト	評価の ウエイト (按分)	評 価									
								株式会社ながのアド・ビューロ									
		判断基準(例)						配点		評価根拠							
1	（配置予定技術者） の経験及び能力	業務経験	配置予定技術者（主たる担当者） の過去10年間の同種又は類似業務 の実績	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 なお、業務実績がない場合は特定しない。	20 10 特定しない	20 10 特定しない	20	【①同種業務】 R5長野国道規制情報等テレビ・ラジオ 広報業務									
2		専任性	手持ち業務量	配置予定技術者（主たる担当者）の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む） が5億円以上または10件以上の場合は特定しない。	適合 or 不適合	適合 or 不適合	適合	2件 26,890千円									
3	当該業務 体制	業務実施体制の妥当性			下記に該当する場合には特定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。	適合 or 不適合	適合 or 不適合	適合	1社 単独								
配置予定技術者（主たる担当者）の経験及び能力等 小計						20	20	20									
4	（実施方針・業務の実 施方針及び手法 ・工程計画等・その他）	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。					I	II	III	5.3	業務理解度について、 理解度が高い。					
			①理解度が非常に高い。			8	8										
			②理解度が高い。			6	6	6		6							
			③理解度がある。			4	4		4								
			④理解度が少し劣る。			2	2										
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。					I	II	III	6.6	実施手順について、 実施フローの妥当性が高い。					
			①実施フローの妥当性が非常に高い。			8	8	8									
			②実施フローの妥当性が高い。			6	6		6	6							
			③実施フローの妥当性がある。			4	4										
			④実施フローの妥当性が少し劣る。			2	2										
		工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。					I	II	III	5.3	工程表について、 工程計画の妥当性が高い。					
			①工程計画の妥当性が非常に高い。			8	8										
			②工程計画の妥当性が高い。			6	6	6		6							
			③工程計画の妥当性がある。			4	4		4								
			④工程計画の妥当性が少し劣る。			2	2										
		その他	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。					I	II	III	5.3	その他について、 有益な代替案の記載がある。					
			①工程計画の妥当性が非常に高い。			8	8										
			②工程計画の妥当性が高い。			6	6	6		6							
			③工程計画の妥当性がある。			4	4		4								
			④工程計画の妥当性が少し劣る。			2	2										
			⑤工程計画の妥当性が低い。			0	0										
			有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。					I	II	III							
			①有益な代替案、重要事項の指摘の両方の記載がある。			8	8										
			②有益な代替案、重要事項の指摘のいずれか片方の記載がある。			6	6	6		6							
			③代替案及び指摘はあったが、有益や重要とは言えない。			4	4		4								
④代替案、指摘のいずれか片方の記載があったが、有益や重要とは言えない。			2	2													
⑤代替案、指摘がない。仕様を超える過度な提案があった。			0	0													
その他			業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。	適合or不適合	適合or不適合	適合	適合	適合	適合								
業務実施方針及び手法 小計						32	32	22.5									
5	特定テーマ に対する 提案	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が記述されている場合に優位に評価する。					I	II	III	10.6	的確性について、 着眼点、問題点、解決方法のキー ワードが概ね記載されている。					
			①着眼点、問題点、解決方法のキーワードが全て記述されている。			16	16										
			②着眼点、問題点、解決方法のキーワードが概ね記述されている。			12	12	12		12							
			③着眼点、問題点、解決方法のキーワードが一部記述されている。			8	8		8								
			④着眼点、問題点、解決方法の記載はあるが、キーワードが全く記述されていない。			4	4										
			⑤着眼点、問題点、解決方法の記述がない。			0	0										
			業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。			特定しない	特定しない										
			実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に評価する。					I	II			III	9.3			
				①根拠等が詳細かつ明確に示されており、非常に説得力がある。			16	16									
				②根拠等が明確に示されており、説得力がある。			12	12					12				
		③根拠等が示されており、説得力がある。			8	8	8	8									
		④根拠等が示されているが、説得力があるとはいえない。			4	4											
		⑤根拠等が全く示されていない。			0	0											
		業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。			特定しない	特定しない											
		独創性		これまでの知見に基づく、前例のない提案がある場合に、優位に評価する。					I	II	III	9.3					
			①前例のない提案があり、提案内容が非常に高く評価できる。			16	16										
			②前例のない提案があり、提案内容が高く評価できる。			12	12			12							
			③前例のない提案があり、提案内容が概ね評価できる。			8	8	8	8								
			④提案内容について前例のない提案とはいえない。			4	4										
			⑤前例のない提案がない。			0	0										
		特定テーマに対する企画提案 小計						48	48	29.2							
6	参考見積	業務コストの妥当性			提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には 特定しない。			適合 or 不適合	適合 or 不適合	適合	適合	適合	適合				
7	企業 の経験 及び能力	W・L・B等の推進に 関する指標について の適合状況 【必須項目】	ワーク・ライフ・バ ランスを推進する 企業として関係法 令(女性活躍推進 法、次世代育成支 援対策推進法、若 者雇用促進法)に 基づく認定等の状 況	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。						該当なし							
				①プラチナえるぼし認定	5.0	5											
				②えるぼし認定 3段階目	4.0	4											
				③えるぼし認定 2段階目	3.0	3											
				④えるぼし認定 1段階目	2.0	2											
				⑤行動計画	1.0	1											
				⑥プラチナくるみん認定	5.0	5											
				⑦くるみん認定(平成29年4月1日以降の基準)	3.0	3											
				⑧トライくるみん認定	3.0	3											
				⑨くるみん認定(平成29年3月31日までの基準)	2.0	2											
				⑩ユースエール認定	4.0	4											
				合 計							105	105	71.7				
				順 位									1				
特 定								○	特定								

●同 種 業 務 : ①及び②を行った業務とする。
①テレビCMを作成し、かつ、放送を行った業務
②ラジオCMを作成し、かつ、放送を行った業務
なお、①及び②は同一業務でなくてもよい。

●類 似 業 務 : ①又は②を行った業務とする。
①テレビCMを作成し、かつ、放送を行った業務
②ラジオCMを作成し、かつ、放送を行った業務

■特定テーマ : テレビCM及びラジオCMを効果的に行うにあたり、視聴者及びリスナーへ道路管理に対する理解促進を図るための留意点について
なお、業務規模の範囲内において他の有益な広報媒体を含めても良いものとする。